

真の分権型社会の実現並びに地方財源の確保を求める決議

我々都市自治体は、これまで地域の総合的な行政主体として、その役割を一層果たせるよう、真の分権型社会の実現を求めてきたところである。

国においては、地方分権改革に関し「提案募集方式」を活用した都市自治体の発意に根ざした改革が進められる中、国と地方とのパートナーシップの下で、実現をより確実なものとするため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図る見地から、法令による義務付け・枠付けについては、これまでの数次にわたる一括法での対応にとどまることなく、更なる見直しや権限移譲等を進めるとともに、条例委任の基準を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ改めること。
2. 地方が担うべき分野については所要額全額を税源移譲し、その工程を明らかにすること。その前提の下、税源移譲までの経過措置に係る具体的な制度設計に当たっては、国と地方で十分協議し、地方が必要とする財源の総額確保とともに、予算編成等に支障を来すことのないよう、制度の概要を早期に明示すること。
3. 地方固有の財源である地方交付税については、福祉・医療・子育て等の社会保障や教育などの経常的な行政サービス、道路・橋梁等の改修費用など、財政需要の増加を的確に地方財政計画へ反映させるとともに、いわゆる年収の壁見直しによる地方交付税原資の減収分も含めて適切に補填し、必要な総額を確保すること。また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。
4. 都市自治体の計画策定等について、策定を義務付けず、「努力義務」や「できる規定」としながら財政支援等の要件になっているなど、事実上、計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、計画策定等を規定する法令の見直しや必要性の低下が見られる計画の統廃合などを進めること。
5. 社会保障制度改革等、地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、国と地方の協議の場において分科会等の積極的な活用を図り十分な対話をを行うとともに、実効ある運営とするため、具体的な議論に当たっては地方からの意見を的確に制度設計等へ反映すること。
6. 国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえた要件の緩和や手続きの簡素化を図るとともに、補助単価等に関しては資材価格の高騰等の実態に即した見直しを継続して行うこと。また、地方債については制度要件の緩和・拡充等を行い、そのために必要な予算額を確保すること。

以上、決議する。

令和7年5月15日
近畿市長会